

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（町屋ふれあい館冷暖房機圧縮機交換修繕）	No.5200468
工（納）期	令和6年6月28日	
契約締結日	令和6年5月24日	
契約金額	2,200,000円（消費税込み）	

契約相手方	ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 (法人番号：8120001059660)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	修繕契約（町屋ふれあい館冷暖房機圧縮機交換修繕）
指定業者 （案）	名 称 ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 所在地 東京都大田区大森西三丁目２９番７号 代表者 東日本サービス部長 坂田 明彦
指定理由	本件は、町屋ふれあい館１階系統各室用冷暖房機のうち、屋上に設置している室外機内の圧縮機等について、経年劣化に伴う交換修繕を行うものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、当冷暖房機の製造メーカーであるため、対象機器の動作条件等について最も熟知している事業者であり、本件修繕に必要な専用部品は上記の業者のみが保有していることから、他事業者による履行は困難である。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）